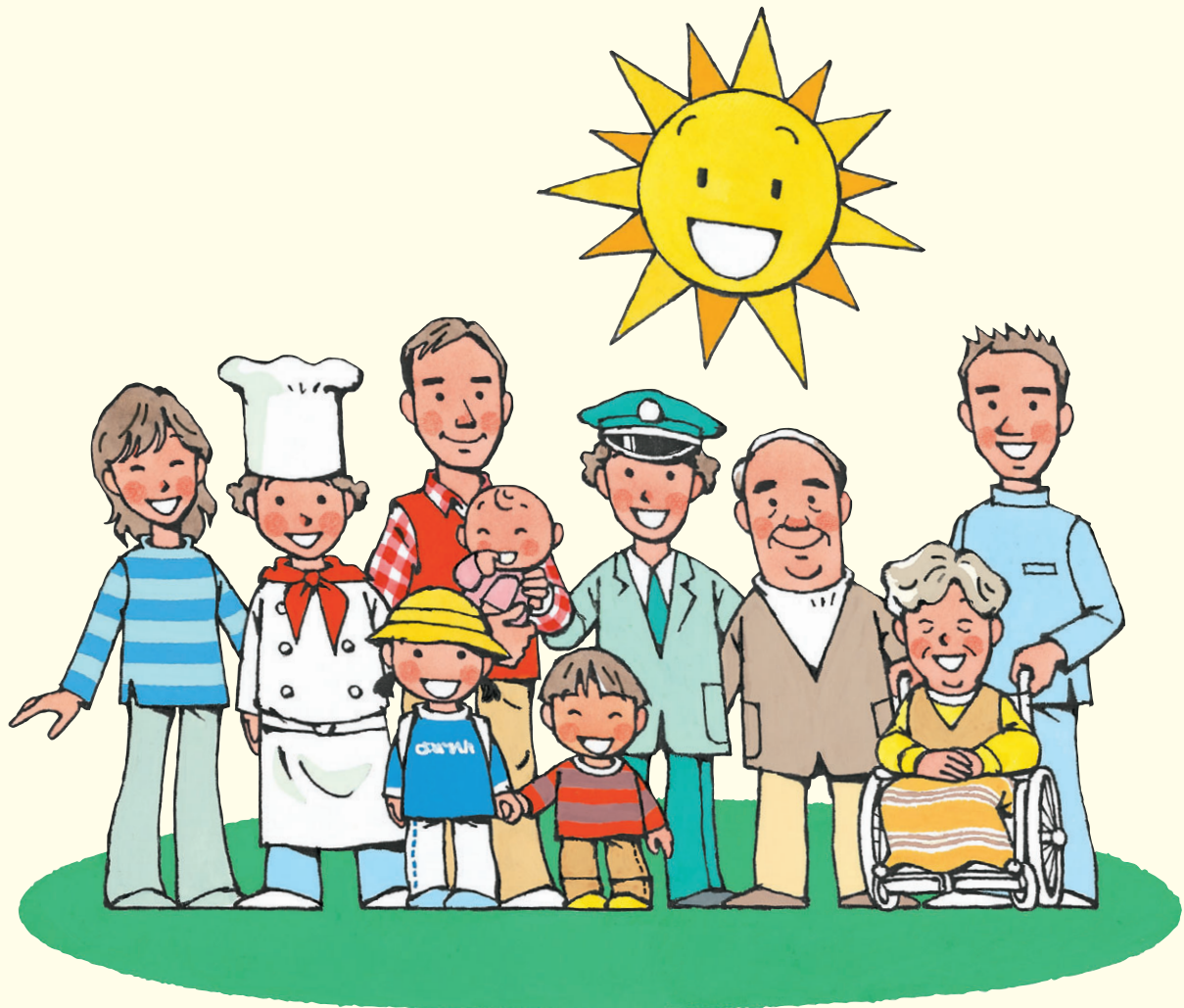


北 区

男女共同参画条例

平成18年6月制定

～すべての人が等しく尊重される、
豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指して～

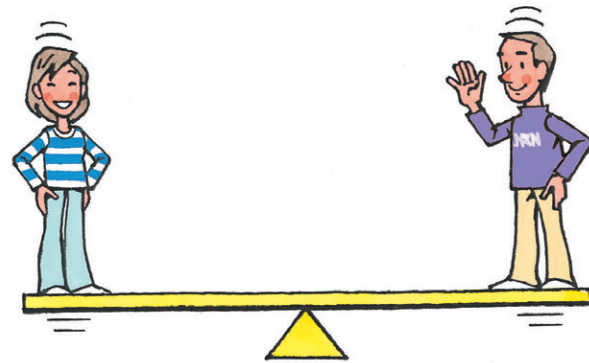


北区

City of Kita

男女共同参画社会とはどのようなことですか ……

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。



なぜ条例が必要なのでしょう (前文より抜粋) ……

すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これはわが国及び国際社会の悲願です。しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できません。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現されます。

北区では、これまでに男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきましたが、いまだ、解決すべき様々な課題があります。男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、この条例を制定しました。



基本理念 <第3条> ……

男女共同参画社会実現のための基本理念として、7つの事項を掲げています。

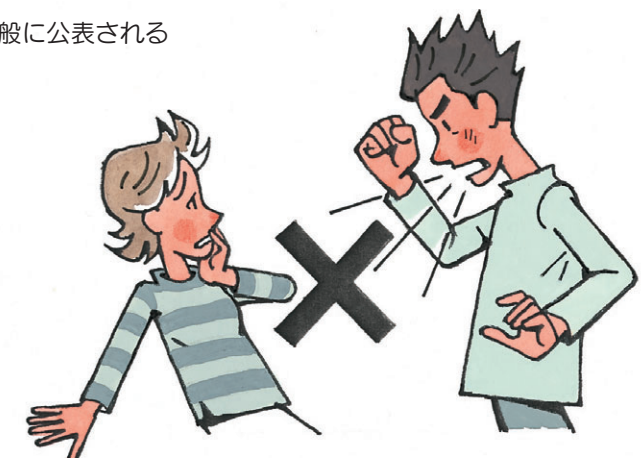
- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民がいろいろな生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

性別による権利侵害の禁止等 <第4・5条> ……

性別による権利侵害をなくすための具体的な禁止等の規定です。

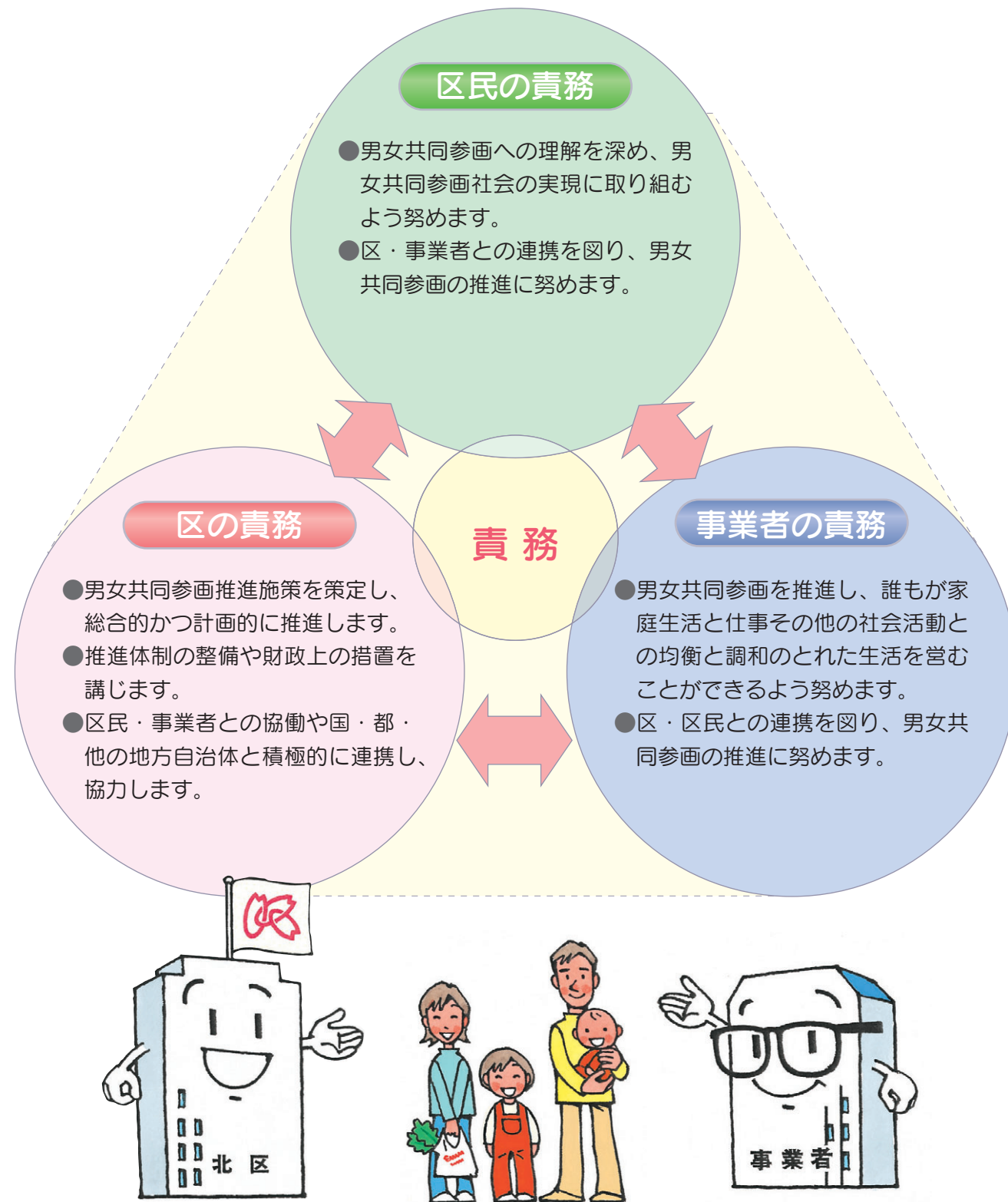
- ◆性別による差別的取り扱いを禁止します。
- ◆あらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントを禁止します。
- ◆配偶者等に対する暴力及びその他の男女間における暴力的行為を禁止します。
- ◆あらゆる情報の公表については性別による権利侵害などを助長・誘発しないように配慮します。

※あらゆる情報とは
広告、チラシ、イラスト、ポスター等、一般に公表される
すべての情報をいいます。



区 区民 事業者の責務 <第6・7・8条>

区、区民、事業者は基本理念に基づき、連携して男女共同参画を推進します。



基本的施策 <第9条>

男女共同参画を推進するために、区が実施する基本施策です。

①調査研究や啓発・広報活動等

個性と能力が発揮できる社会の実現に向け、区民及び事業者へ啓発、調査研究、広報活動、情報の提供・収集を行います。

②暴力等の防止・被害者の保護・支援

セクシャルハラスメント、配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護・支援を行います。

③意思決定過程への格差防止の働きかけ

あらゆる分野の意思決定過程への参画に関する男女間の格差が生じることのないよう必要な措置を講じます。

④教育の場への働きかけ

あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発等を行います。

⑤家庭生活と社会活動との均衡と調和のとれた支援

すべての区民が育児や介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活ができるよう支援を行います。



⑥互いを尊重した健康な生活を支援

すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活ができるよう支援を行います。

⑦その他基本理念を実現するために必要な施策を行います。

行動計画 <第10条>

- 男女共同参画を推進するため、区は行動計画を策定します。
- 行動計画の策定に当たっては、区は区民、事業者の皆さんの意見を反映できるよう適切な措置を講じます。
- 区は行動計画を広く公表していきます。

年次報告 <第11条>

区は行動計画に基づく実施状況について報告書を作成し公表します。

拠点施設 <第12条>

男女共同参画を推進するため、区は北区男女共同参画センターを拠点施設とします。

男女共同参画審議会の設置 <第13条>

区は東京都北区男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画の推進を図ります。

男女共同参画審議会の役割

- 1.区長の諮問に応じて、行動計画の策定や変更について調査審議し答申します。
- 2.行動計画の進捗状況やその他の男女共同参画推進について調査研究を行い、区長に意見を述べます。
- 3.男女共同参画苦情解決委員会（第十五条）から意見を求められたときに、意見を表明します。



苦情の申出及び処理、苦情解決委員会 (第14条、第15条)

東京都北区男女共同参画苦情解決委員会を設置し、区民や区内事業者から苦情の申出を受け付けます。

申出できる方

- ① 区内在住、在勤、在学の方
- ② 区内の事業者

申出できる事項

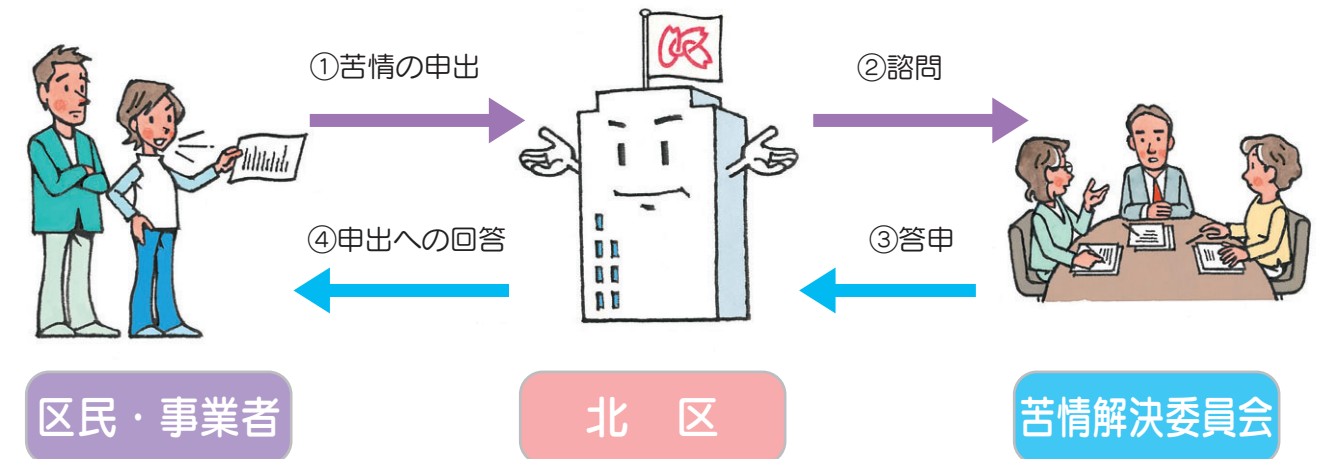
- ① 区が実施する男女共同参画施策に関し意見・要望があるとき
- ② 区が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し意見・要望があるとき
- ③ ①、②以外で男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項に関し意見・要望があるとき

※ただし苦情の申出ができない事項として
・裁判所において係争中又は判決があった事項
・不服申立て中又は裁決もしくは決定のあった事項などがあります。

申出の方法

北区役所男女共同参画推進課にある苦情申出書をご記入いただき、窓口へ提出してください。

苦情処理制度の仕組み



目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条～第八条）
- 第二章 基本的施策等（第九条～第十二条）
- 第三章 男女共同参画審議会（第十三条）
- 第四章 苦情への対応（第十四条・第十五条）
- 第五章 雑則（第十六条）
- 付則

日本国憲法は個人の尊重と法の下の平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

（基本理念）

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が互いの協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

（性別による権利侵害の禁止）

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

二 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

（あらゆる情報の公表への配慮）

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

（区の責務）

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 二 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 三 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

（区民の責務）

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

二 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

二 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

（基本的施策）

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を發揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策
- 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

（行動計画）

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 二 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 三 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。
- 四 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（年次報告）

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（拠点施設）

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

（設置）

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 二 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
- 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
- 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
- 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 三 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するものうちから区長が委嘱又は任命する。
- 四 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 五 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

（苦情の申出と処理）

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 二 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 三 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項

（区議会での審議又は審議が終了した事項）

四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

（男女共同参画苦情解決委員会の設置）

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 二 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 三 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 四 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 五 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 六 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 七 前各号に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（雑則）

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付則

（施行期日）

一 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定を除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

二 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。



北区 男女共同参画条例

発行日：平成18年10月

発行：北区子ども家庭部男女共同参画推進課

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

電話：3908-1111

内線：2651～2652／3908-9307 [ダイヤルイン]

Eメール：danjo-ka@city.kita.lg.jp

刊行物登録番号
18-1-056



古紙配合率100%再生紙を使用しています